

## 近江八幡市円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

### 1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 3 月 29 日の建築基準法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示の公布により、6 月 1 日から施行される建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」及び同計画策定指針に基づき、適確な確認審査を実施することを前提に、建築確認に係る審査期間の短縮および審査過程のマネジメントについて、取組方針を定めるものとする。

### 2. 現状の分析等

#### (1) 審査に関する所要期間の把握

（適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握）

	事前審査		確認申請から確認済証交付						合計	
			確認審査		適判審査		計			
	総日数	実審査	総日数	実審査	総日数	実審査	総日数	実審査	総日数	実審査
適判物件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非適判物件	—	—	35.3	29.5	—	—	35.3	29.5	35.3	29.5

※分析対象：平成 21 年 4 月から平成 22 年 5 月までに確認済証を交付した建築物。

ただし、4 号建築物、計画変更、用途変更、仮設建築物、計画通知は除く。

※実 審 査：建築主事が受理してからの実審査日数

※適判物件：平成 19 年 6 月 20 日から義務づけられた第三者機関による構造計算適合性判定が必要な建築物

#### (2) 所要期間の分析等

- ・ 適判物件は、該当がなかった。
- ・ 非適判物件の平均審査日数は 29.5 日で、法定日数の 35 日以下であり、申請者側の補正日数は平均 5.8 日であった。
- ・ 非適判物件で総日数が 35 日以上要していた物件の中には、同一棟増築申請で既存建築物の法適合確認が不十分の申請もあった。

### 3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保し、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件で確認図書に不備のないものについては、確認図書の受付から確認済証の発行までの所要期間の平均値※について、概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準法関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

### 4. 建築確認審査の迅速化・適確化のための取り組み

#### (1) 確認申請受付け時点でのチェック

受付時においては、確認審査等に関する指針により下記の事項を照合し、明らかに不備の多い申請については再提出を申請者に依頼を行う。

- ① 申請部数等の確認
- ② 建築士法の資格（構造設計一級、設備設計一級を含む）の確認
- ③ 申請書と設計図書の記名捺印確認
- ④ 型式認定等の認定書の確認
- ⑤ 構造計算適合性判定が必要か否かの確認
- ⑥ 用途地域制限の確認
- ⑦ 道路種別の確認
- ⑧ 都市計画法等関係法令の確認

#### (2) 審査方法の改善

ア 審査については、下記の確認により意匠に大きな影響のある指摘事項がある場合は、速やかに補正の指示を行う。ただし、この場合の補正の指示は、申請図書すべてに係る指摘でない旨を併せて通知する。

- ① 都市計画法等関係法令に適合する旨の書類の確認
- ② 建ぺい率、容積率の確認
- ③ 斜線制限、高さ制限の確認

イ 従来は「適合するかどうか決定できない旨の通知」により追加説明書の提出を求めていたが、発行時間を短縮するため、法第 6 条第 1 項 1 号から 3 号に該当する物件については「申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面」により申請図書の補正を求める。

#### (3) 審査体制の改善

複数審査体制の充実、審査の適確化に対応した審査体制とするため、建築主事 2 人制及び複数審査体制に向けた職員の確保を目指す。

#### (4) 構造計算適合性判定の並行審査

申請者が希望する場合には、構造計算適合性判定機関である日本総合試験所の「運用改善実施について」のとおり、以下の申請を並行審査の対象とする。

- ① 意匠審査として、建築基準法上の形態規制等(斜線制限や容積率制限等)や防火避難規定に適合している申請
- ② 整合性審査として、意匠図、構造図および設備図において、構造計算に影響する不整合がない申請
- ③ 審査手戻り防止の観点から、構造計算書と構造図の整合性および構造計算方針と計算内容の整合性が確保されている申請

#### (5) 消防同意手続きの並行審査

消防同意については、同意期間の短縮のおよび並行審査の手法について東近江行政組合近江八幡消防署と協議していくこととする。

#### (6) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換

滋賀県建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、積極的な意見交換を行い円滑な確認手続きを目指す。

#### (7) その他確認申請手続きの迅速化のための取り組み

他にも迅速化につながる取り組みについて、滋賀県特定行政庁連絡会議において情報・意見交換をおこなっていく。

### 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

#### (1) 物件ごとの進捗管理

受付、審査の進捗、消防同意、訂正通知、法定通知、確認日付により確認申請審査の進捗管理を行う。受付時に設定した審査目標日と実施日との差を検証する進捗管理を行い、平均処理日数より著しく日数を要す物件については、要した原因の分析を行い改善の余地について検討する。

#### (2) 一般からの苦情窓口の設置

建築行政マネジメント協議会円滑化分科会における意見交換において、苦情相談窓口の設置に向けて協議する。

#### (3) 審査指摘内容のバラツキの把握、調査体制の整備

指摘項目のバラツキ等については、苦情相談窓口の他、窓口等での情報や問い合わせ事項により把握に努め、特定行政庁連絡会議等によって確認・調整する。

#### (4) 審査員への指導等の取り組み方針

ア 審査職員への研修、事例検討によりスキルアップに取り組む。

- イ 審査職員への研修は、近畿行政連絡会議の審査検査研修会を活用する。
- ウ 職員の建築基準判定資格取得に向けて、近畿建築行政会議の対策講座等を積極的に活用していく。

(5) その他審査バラツキ是正のための取り組み

- ア 特定行政庁連絡会議担当者会議や事例紹介等により情報交換を行うこととし、検討内容をストックし活用できるよう整理していく。
- イ 確認申請の大半が民間確認機関で確認処分なされており、審査事例が減少してきていることから、審査の適格化のための審査マニュアルやチェックリストの整備を検討する。

6. その他

推進計画の内容は、マネジメント推進協議会の協議等により更新していくものとする。